

松江市告示第110号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条
第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間
一般の縦覧に供する。

令和7年3月26日

松江市長 上 定 昭 仁



路線 番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間 起 終 点 点	供用開始日	図面 番号	備考
30624	西 の 浜 2 号 線	松江市島根町加賀237番2地先 " " " 241番6地先	令和7年3月26日	1	
30625	西 の 浜 3 号 線	松江市島根町加賀223番2地先 " " " 224番1地先	令和7年3月26日	1	

位置図 No.1

供用開始路線 ●○○○○○○○○●
①西の浜2号線
②西の浜3号線

